

# 第 24 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 5 日)

平成 2 0 年 12 月 22 日 ( 月 曜 日 )

出席議員 ( 21 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛		
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 ( 名)				
遅刻議員 ( 名)				
早退議員 ( 名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
	欠 席 者 ( 名 )			
遅 刻 者 ( 名 )				
早 退 者 ( 2 名 )	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	総 務 課 長	達 見 一 夫
				昼 から 早 退 参事 長尾富夫が代理 出 席
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 95 号 佐用町公共下水道等の分担金の額の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2 . 議案第 98 号 町営土地改良事業の実施について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 100 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 4 . 議案第 101 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 5 . 議案第 102 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 6 . 議案第 103 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 7 . 議案第 104 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 8 . 議案第 105 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 9 . 議案第 106 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 10 . 議案第 107 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 11 . 議案第 108 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 12 . 議案第 109 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 13 . 議案第 110 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 14 . 議案第 111 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 15 . 議案第 112 号 工事請負契約の締結について（児童福祉施設整備事業）
- 日程第 16 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。今年も余すところ僅かとなってまいりました。12 月 2 日から 24 日間、本日までかけて 12 月定例会を開催していただき本日、最終日でございます。早朝より、お揃いでご出席を賜り誠にご苦労様でございます。また、それぞれの常任委員会等ご出席いただき各慎重に審議を賜り大変ご苦労さまでございました。開会に先立ちご報告申し上げておきますが、本日工事請負契約の締結に関する案件が追加提案されております。よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

なお、本日定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

本日の傍聴はありませんね。ただいまの出席定数は定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

ただちに、日程に入ります。

---

日程第 1 . 議案第 95 号 佐用町公共下水道等の分担金の額の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 1、議案第 95 号、佐用町公共下水道等分担金の額改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。委員長より報告をお願いします。

議案第 95 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長（山本幹雄君） 厚生常任委員会の報告をいたします。

第 24 回定例会において本委員会に付託された事件について審査の結果、次のとおり決まりましたので会議規則に則り報告いたします。

日時平成 20 年 12 月 8 日月曜日午前 9 時 27 分から 10 時 35 分まで。場所役場 3 階委員会室兼控室。出席者は委員 7 名全員であり、説明のため出席したものは、町長、副町長、寺本下水道課長、職務のため出席したものは西岡議長と岡本局長であります。

第 24 回定例会付託案件審査について、議案第 95 号、佐用町公共下水道等分担金の額改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第 95 号、佐用町公共下水道等分担金の額改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、担当課長から補足説明を求めた。下水道課長、まず、石堂副委員長から文書の法令 3 本を 1 本化にしているが、良いのかとの質疑がなされたが、私なりに勉強させていただき文書法制事務についてこの要綱を作っているが同じような格好で並べた方が分かりやすい。過去にもこういったやり方で提案させていただいた。

内容としましては、佐用町公共下水道の分担金の額の改正に伴う関係条例の整備に関する条例という内容で、第 1 条で佐用町下水道事業の受益者分担金条例ですが、第 2 条で佐用町公共下水道条例、第 3 条で佐用町コミュニティプラント農業集落排水処理事業条例という 3 本立てが改正の内容が同主旨にあるということであり。受益者は下水を排水する施設を有し、または有するために公共マスを設置する場合、例えばフルに家を建てず分譲などの場合、公共マスだけを設置する場合も該当し分担金ももらえますよということであり。分担金の額については、処理対象人員算定基準を例に町長が算定した人槽と県の基準を参照しております。第 5 条では、分担金の納付後、用途変更等により既納の分担金決定にかかわる人槽が著しく増加した場合、その受益者から新たに分担金を徴収する既納の分担金はそれを還付しない。但し、町長が認めた時はその限りではない。例えば、空き地で 22 万 5,000 円の分に参加していた場合などにアパートを建てた時、著しく人槽算定が変わります。そういった時に当てはまります。第 7 条分担金の減免、これについては当初いただいていた分担金額より増えた場合従前の算定額を引いてその差額を徴収するという形で、減免要綱を設けている。下水道事業分担金であるが合併後、いろいろ調べる中で妥当であろうという中で今回町長をお願いしてきた。附則条例で加入分担金差額調整交付金に基づく要綱では、町長が提案説明されたとおりであります。と説明されております。

質疑においては、本会議で提案説明された時、15 件と説明されているが、地域事業等の具体的な説明を求める。

答弁、旧南光町で 4 件、51 万 7500 円。旧三日月町で 2 件、10 万 5000 円。佐用町で 9

件、114万円となっております。旧上月町は一般住宅がほとんどだったのでなしであります。対象としては、特老、飲食、集合住宅、アパート、社会福祉拠点施設等であります。

質疑、提案理由が経済対策ということであり、関係するところを具体的に分かりやすく説明を求める。

答弁、加入分担金が近隣からみてもかなり高いという事である。合併後、職員も説明し納入していただいておりますが、なんでこんなに高いのかとよく言われる。今回、改正するにあたり、合併時にまで遡って調整させていただかないと納めていただいた方々に不公平感が生まれ、合併後10年も前の話であるなら、理解できるが3年間だけの話であるので合併時点の一つの基準として、調整交付金という形で数も多くないのでこの3年間については調整が必要であると提案させていただいた。

質疑、法的な検証はされたのか。

答弁、それぞれの課で検証会を持ち、問題なしとして出てきた。

質疑、これがひとつの例となって条例改正する度に前の条例改正時に遡り補助金なんか返す、その前例にならないか。特別の特別と考えればよいのか。

答弁、今後どのような事態がでるか分かりませんが、特例の特例だという感覚でこれを何でも当てはめるということにはできない。

質疑、先ほど周辺近隣に比べ高いということでありましたが、これは、高い他のところに比べもっと高くない。これは。

答弁、22万5000円は調べてみると僕は安いと思います。逆に事業所とかは高いところがある。うちの底辺、もともと12万5,000円は非常に安かった。それで、事業進出がうまくいったという経緯がある。22万5,000円プラス新規の場合は15万から20万ほどの引き込み工事があるが、それでも妥当である。始まったとき30万円は欲しいと考えていたが、周辺地域からみて、22万5,000円は高くない。

質疑、今回改正の問題点は、遡って調整を行うという点にあり、この僅か期間に激減されるのか、合併時に議論し、調整をしているはずではないのか、合併時の議論が不十分であったということか。この措置を調整するにしても明確な根拠は見えない。何か補足的な説明を求める。

答弁、合併時の調整ということで下水道の関係者が合併後の財政に危機感を持っておられた。その中で特に財政負担の大きい下水道について起債の償還が今ピークに達している訳であるが収支の改善からみて、ある程度負担をしていただかないとやむを得ないと考えられた。そこで、当時の関係者が負担額、これぐらいでやむなしと考えた。結果的に見てその事が、近隣から見て高い。旧町時代から見てかなり高くなっている。一般家庭において合併前とそんなに変わっていない。

質疑、会計上の手法、法改正の手法からしても全く異例であると思う。今回だけはなぜ特別なのかということが後々いろんな意味で比較対象になる。3年前の合併時、この分担金の設定見込みが甘かったということを議論の中に残しておかないといけない。

答弁、いろいろな条件の中で今回、やむを得ずこういう措置をお願いした。など、質疑、答弁がなされ、討論もなく採決の結果、挙手全員と認め原案どおり可決されました。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対して、質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
これから、討論を行います。まず、原案に反対の方より討論をお願いしますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議案第 95 号採決いたします。この採決は挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手全員であります。よって、議案第 95 号、佐用町公共下水道等分担金の額の改正に伴う関係条例の整備に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 2 . 議案第 98 号 町営土地改良事業の実施について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 2 に移ります。  
議案第 98 号、町営土地改良事業の実施についてを議題といたします。議案第 98 号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） はい。第 24 回定例会で付託案件、産建委員会に付託案件が議案第 98 号、町営土地改良事業の実施についてということで産建委員会を開かせていただきました。

平成 20 年 12 月 9 日火曜日午前 9 時 30 分より 11 時 28 分、場所役場 3 階委員会室兼控室、出席者は産建委員 7 名全員、西岡議長、町長、副町長、農林振興課長、参事、議会より議会事務局長。

議案第 98 号、町営土地改良事業の実施についての審査に入り、まず、当局の補足説明を求めました。

課長、奥田池は佐用町の福中地区田和集落の上であり、農地面積は 3.2 ヘクタールを有しております。堤体全体に老朽化が進んでおり、堤防が破堤した場合は、下流に対する被害を考えて全面改修をするという計画をしております。

主な工事として法面保護として制波ブロックで施工、漏水防止工として傾斜コア工法で改修、底樋の改修として 600 のヒューム管で改修します。斜樋の改修としてスライドバルブ 1 カ所を設けております。洪水吐の改修として 3 面張越流式の洪水吐に改修しております。概算設計として 4,040 万を見込んでおります。

という説明を受けまして、議員より補助割合についての質疑がありました。課長は国が 50 パーセント、県が 5 パーセント、町 40 パーセント、地元負担 5 パーセントです。

また、議員より概算工事費の中に測量試験費がゼロというのはどうしてかという質疑が

ありました。奥田池につきましては、19年度に計画しておりますので測量試験費はゼロということでございました。

9時45分より現地視察に行き説明を受けました。

午前11時27分再開いたしまして、現地説明等についての質疑を求めましたが、質疑なし。質疑を終結し討論に入り討論なし。

議案98号の採決に入り原案に賛成の方の挙手を求めました。挙手全員によって議案第98号、町営土地改良事業の実施について原案どおり可決いたしました。以上、産建委員会の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。  
これから、委員長の報告に対する質疑を行います但ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
続いて討論に入りますがございませうか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので討論を終結いたします。  
これより議案第98号採決いたします。この採決は挙手によって行います。  
本案に対する委員長の審査報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手全員であります。よって、議案第98号、町営土地改良事業の実施については原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第100号 平成20年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程3に入ります。日程第3から日程第14までは12月2日に提案に対する当局の説明は終了いたしておりますので順次、質疑・討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いをいたします。

議案第100号、平成20年度、佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑ございませうか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） あの、国民健康保険補正予算ですが、現在健康保険証がカード化さ

れまして、その交換が行われておりますが、その状況をお聞きしたいのと。

それから、1人に1枚という形になってはいますが、滞納のためにですね、保険証を取り上げ、そうした場合に子どもの保険証については、どういう取り扱いをしているのか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） はい、国民健康保険証の交付の関係ですけれども12月1日に更新ということで各集落を回らしていただきまして交付の手続きを行いました。11月末現在では、約2割程度の未交付、取りに来られてない方があったんですけれども12月15日現在では、約1割250世帯等がまだ取りに来られておりません。その中で先ほどありました、子どもに対する交付の状況ですけれども資格証明書の交付世帯ですけれども3世帯、その内子どもは5人ということでありまして、現在1世帯のみが取りに来られております。あと2世帯につきましては、まだ取りに来られておりません。この間につきましては、文書2回等送りまして、それぞれ子どもについては短期証の交付がありますということでの通知を行っております。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい、資格証明の関係で2世帯がまだ取りに来ていないという事ですが、中々滞納していたら足を向けにくいというような事がありますのでね、子どもの分につきましては郵送なりして確実に届けるような努力が必要だと思いますがいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 現在、2回ほど文書の方も内容につきまして詳細に記入いたしまして保護者、世帯主の方に送らせていただいております。今後、経過を見ながらできる限り世帯主とあるいは保護者の方と納付相談ができるような形の中で、なるべく早い内に交付できますように努力をいたします。

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 9ページですけれども、保険給付費療養諸費の一般被保険者療養給付費1億5,500万の増。それから退職被保険者等療養給付費500万の増。この上の2つ療養給付費の増の要因をお願いします。



議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この医療費につきましては、それぞれ各月集計しながら、こちらの方に請求がある訳ですけれども現在医療費の方が、ここ4月以降統計を取りますと療養費の伸びの方があります。例えて言いますと療養給付費につきましては、約4月以降10月の実績の中で約4.5パーセント、19年度と比べまして伸びております。また、高額療養費等につきましても特に、この高額療養費につきましては31パーセントの伸びがあります。その様な中で、現在の20年度の実績と、それから12月以降の見込みの中で、予測を立てておまして、その額がそれぞれ一般被保険者分あるいは退職者被保険者分等となっております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） はい、6ページに出産一時金の繰り入れとございますけれども今年度ですね、お生まれになったかたが今現在何人お生まれになって去年と比べてどうなんかということと、亡くなった方も含めてですね、沢山のかた亡くなっておりますけれども、通算何人亡くなったか、そしてまた去年と比べてどうなんかという事が1件と。

一番下の延滞金でございますけれども、これらが何件の方で一番多い金額を払われた方はいくぐらいかというんが2件目でございます。

3件目はその下の第3者の納付金交通事故の分でございますけれども、これは何件の方が該当しておるのか、この3件についてお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 出産一時金につきましては、20年度11月までの実績ですけれども、現在15件となっております。19年度が1年間で14件でしたので若干増えているような状態です。

それから葬祭費につきましては、20年度11月までで約36件。19年度は231件。この差につきましては75歳以降の後期高齢者の方、20年度から後期高齢者の方にいっておりますので件数の方は減っております。

それから、保険税の滞納延滞金の件ですけれども、最高それから件数等これにつきましては、それぞれの実績の中で積み上げておりますので件数の方は今のところ分かりません。

それから交通事故の納付金ですけれども1件です。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

ないようですから質疑を終結いたします。

これより討論を行いますがございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第100号を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

議案第100号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手全員であります。よって、議案第 100 号、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 . 議案第 101 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 議案 101 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） はい、後期高齢者医療制度はこの 4 月からスタートしておりますけれど 12 月で年金から 5 回目の天引きが行われました。それで、年金天引き者と、それから普通徴収の方とあるわけですが後期高齢者医療制度の実態として後期高齢者の全体の数、それから年金天引者、それと普通徴収の、それぞれの実態をお願いしたいのと。  
保険料の滞納者があるかどうか、その点についてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 件数につきましてはですね、それぞれ毎月変動があります。死亡がされたり、年齢到達があったりしますので、町全体としては、大まかに言いますと約 4,000 人前後の対象者で運営しているという形になります。

それから、特に普通徴収の滞納者なんですが、現実には滞納者がございます。と言いましても、ほぼ全体の方が 10 月以降今まで社会保険の被扶養者の方も、この 10 月以降保険料を納めていただくこととなりましたので、約普通徴収の方が 550 件余りが普通徴収として取り扱っております中で少ない期ですと 10 件程度。それから、一番最新の数字で言いますと 11 月では 27 件の滞納者が発生しております。

ただ、この滞納者につきましてはですね、それぞれ担当職員等が訪問してですね、その他の税のように納められないというよりも、やはり制度が十分理解されてないためにということで、とりあえず本年度につきましては、できるだけ丁寧にとということで、それぞれ訪問して、後期高齢者医療の、その制度説明をして納めていただくという形になっておりますので、大体普通徴収における収納率は 97 パーセント程度確保しているというふうな状況であります。

今年度につきましては、そういう形を続けましてですね、制度が定着した後については、また、別途、その滞納者についての対策等を考えていきたいというふう考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 滞納者については、前の法律では、保険証の取り上げはできなかったんですが、今回の後期高齢者については、1年間、制度上ですけれど、滞納すると保険証の交付がされないと、そういうことになっておりますので、現在、未だ1年経過しておりませんが、保険証の交付をしないというのは、命に直結していきますから、その点について、広域連合で、これらの内容については協議されるわけなので、その点、広域連合に出席されている町長にお尋ねしますが、保険証の交付については、制度上は、そうなっておりますが、兵庫県の広域連合としては、交付していくという方向で意見を出していただきたいと思っております。

佐用町でも、97パーセントが滞納ではないということですが、残る、僅かとは言え、3パーセント対象者がいるわけですから、そういう危惧がありますので、その点、見解を伺います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） お話のように、病気、ケガ、そういう場合の保険です。命にかかわることですから、それぞれの被保険者の方にですね、やっぱり制度を十分理解して、自分のためですから、保険料をですね、きちっと納めていただくように、そういうふうに努めてまいります。今、制度が始まったばかりでですね、課長話ましたように、未だ制度が十分お分かりになってないとか、理解できてないという中でね、滞納という形になっているかもしれませんが、十分、それは説明させていただいて、そういう滞納がない様ですね、まずするのが先決だというふうに思っております。

また、実際に滞納があった場合にですね、それについては、なぜ滞納されるのかということについては、その生活の状況なり、いろんな面で、十分に検討してですね、そういうご心配のようなことがないような形に努めてまいります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。  
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。  
これより、議案第101号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第101号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第101号、平成20年度佐用

町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5．議案第102号 平成20年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（西岡 正君） 議案第102号、平成20年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まず4ページから伺います。

4ページの第1号の被保険者保険料の関係ですが、600万円減額ということで、現年度分として100万円引けば2億1,400万ほどになります。この補正ではね。

それで伺いたいのは、19年度決算から見てもですね、1号被保険者の保険料が決算から見れば、この補正では減額ということになるわけですがけれども、これの減額理由は65歳以上の高齢者の数が減っているのか、どうなのか、その要因ですね、そのあたりを、まず伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） この減額の要因ですけれども、月割り単価の見込み違いというのが大きな要因でございます。1番目には。

それと、500万円の方につきましては、うちの方の、ちょっとミスで、65歳になられて、それから特別徴収の方に、移行するのを、ちょっと見込み違いをしておったというのが大きな要因でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 続いて、この歳出の関係で伺います。

9ページ、10ページの関係です。

まず9ページでは、介護サービスの関係ですけれども、この介護サービス、在宅から含めてですね、在宅で1,700万円の減額でありますけれども、これ減額理由を、ここで伺い

ます。

それから、10 ページの関係では、支援サービスの関係で、ここでは、介護予防サービス給付費等ですね、かなりの補正増になっておりますけども、この理由について伺います。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 9 ページの関係ですけれども、この 10 目の介護サービス給付費につきましては、1,700 万円、この減額につきましては、やはり小規模多機能への移行というふうに思っております。

それから、24 目の地域密着型、これの増につきましては、グループホームの月平均の入所者が、当初 18 名ということで見込んでおりましたけれども、実質 22 名ということで、増加になったという関係で増です。

その下の介護サービス給付費の 1,800 万円の減につきましては、介護老人保健施設の月平均の入居者が、当初 82 名見込んでおりましたけれども、実質 76 名ということで、6 名の減ということで 1,800 万ということになっております。

それから 10 ページですけれども、この要支援関係でございますけれども、これにつきましては、1 人当たりの月額単価及び 1 人当たりの人数が増えたと。当初見込んでおりましたのが、月額 1 人当たり 1 件当たりですね、2 万 9,000 円ほど見込んでおりました。それが、実際蓋を開けて見ましたら、3 万 2,000 円ということ。それから、当初、167 人見込んでおりましたけれども、186 人ということで、増になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） 続いて、11 ページの介護予防の関係で伺います。

特定高齢者の関係ですけれども、委託料ですね、委託料それから送迎サービス使用料、これがかかり減額になっております。この減額理由と、それから現状としてね、この減額する様な特定高齢者の把握状況で、問題ないのか、その当たりですね、やっぱり、これは、減額ということは、それだけの調査ができてないわけですから、そのあたりはどう考えているのかということ。同じく 12 ページも介護予防ケアマネジメントの実態把握料が 46 万 7,000 円減額になって、当初は 94 万でしたから、半分ですね、47 万円ほどになっていると。この把握の、なぜ減っているのかということと。

その把握は、やっぱり強化する必要があるんじゃないかというふうに考えるんですが、そのあたりは当局、どの様に考えておられるか、その 2 点。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 特定高齢者の実態把握の委託料ですね、これにつきましては、本年度、生活機能強化ということで、特定健診で計画しておりました。当初が、当初の人数が 650 人ほど見込んでおりましたけれども、実際に、これに該当された方が、200 人程度ということで、特定健診自体も、一般会計の方でも申し上げましたけれども、約町ぐるみ健診の半分の参加ということで、こういった形になっております。

それと、単価の方が、当初 3,000 数百円でしたけれども、実際のところ、厚生連と交渉してやる項目によって、1,900 円程度に下がったというのも要因しております。

それから、送迎サービスの使用料でございますけれども、これにつきましては、運行日、奇数日と偶数日に分かれております。そういった関係で、送迎、さよさよサービスを利用できない方につきましては、私どもの職員の方で送迎したという関係で減額しております。

それから、ケアマネジメント事業の関係でございますけれども、これにつきましては、実態把握ということで社協お願いしておるわけでございますけれども、独居老人とか、それから要援護者あるいは、そういった方々について社協の方で行かれた時をお願いしておるんですけれども、現状、若干予算より減ったということで、社協の方も、いろいろと頑張っていたきよんですけれども、いろいろと4月に機構改革という面もあって、バタバタされた面も若干あるんじゃないかと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 後ほどお願いします。

21 番（鍋島裕文君） はい、はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 今の話の中で分かりましたんで。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、もう1点の質問だった、やっぱり特定高齢者はね、きちっと調べて実態を把握するというのは大事な作業というふうに思います。そういった点からしたら、特定健診で受診者も少ないということでサンプル量が減っておるという点がありますね。それから、先ほどの社協の関係だったら、やっぱり調査不足という様な要因が今出てきておりますけれども、やっぱり、これではね、特定高齢者の25項目のチェックされるんですけども、性格な実態というのはつかめないんじゃないかと。だったら、正確な実態をつかむためには、この様な手を打つという様なことが、そこに自ずと必要になってくるというふうに考えるんですけど、現状では、特定高齢者の正確な実態はつかめないんじゃないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（井村 均君） 昨年度、議員が言われておるんは、その611人ほど特定高齢者挙がっております。それで、本年度110名程度だったと思います。それにつきましても、611名挙げておりますけれども、その25項目のチェックリストで、その本人の方から書いていただいて、昨年度につきましては、それをうのみと言ったら語弊があるんですけれども、それにチェックしていただいと x のところで、はい・いいえのところですね、そこで、

漏れがないという様なことをチェックして、それで、そのままやっております。

それで、本年度につきましては、それをもっと詳しく、聞き取りも入れて、実際のところよりやっております。と言いますのが、611名おられて、実際に、その予算でもよく言われますけれども、地域支援事業、運営事業が、減額が多いと言われておりますけれども、実際のところ611名おられて、参加されておるんが100名程度なんです。それで、参加の勧奨に保健師なども行っておりますけれども、やはり畑仕事が忙しいとかというような話とか、いろんな家の家事が忙しいとかいうことで、実際には、その特定高齢者に該当していない方も、たくさんおられるんじゃないかという様なことで、そのチェックを厳しくと言ったら語弊ありますけれども、きちっと聞いております。そういった関係で、人数的には減っておりますし、今回につきましては、確かに特定健診で人数が減ったということが大きな要因です。それと社協も本年度60名程度は、回っていただいておりますけれども、社協から聞いとんでは、1人も該当者ないという様な状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今回の送迎サービスの件で関連してですけども、生活機能強化事業ですか、それに参加している人なんですが、たまたま同じ地域でありながら、同じバスに乗ればいいのに、別々に行っているということも聞いているんですが、その辺、班分けとかコースの内容はどうなっているかお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） さよさよサービスにつきましては、月・水・金が佐用地区、それから上月地区の一部ということで運行されております。それから、火・木・土、これが上月地区の一部、南光地区、三日月地区という様に運行されております。それで、教室の実施日との関係で、参加者により職員で送迎しておりますということを、先ほど申し上げましたけれども、全ての参加者の方が、さよさよサービスを利用できないということも若干あります。それで職員が送迎しておると。それから、一緒に乗ればええのにとということですが、このさよさよサービス利用されておる人に、うちの方から券を出しております。それには、この介護予防事業にしか使えないという券で、何か何か書いておると思うんです。それを利用されておるんで、個々に、予約されて、そういった形になっておるんじゃないかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それではですね、渡される時の、その券なんですけども、10 枚綴りで渡されている、1,000 円じゃない、3,000 円で売って普通の場合は、それで、この利用される人は、全部で6 ヶ月ですか、月に2 回行くと言う事言われているんですけども、そういった場合、その券の渡し方。で、後、その精算方法、多分 12 回全部行けば、ちょっと中途半端な券になると思うんです。それから、行かない人というか、その欠席する人なんかも、全部使わない人も出てくると思うんですが、その辺の金額の計算方法はどようになりますか。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（井村 均君） これについては、町の方が購入しまして、本人に渡しておりますので、当然、使われた分で、後は返してもらえるようになります。

議長（西岡 正君） はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
これより、議案第 102 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 102 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 102 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 . 議案第 103 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 議案第 103 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 朝霧園の入居者の方は、どんな状況なんですか。例えば、未だ希望者があって、町の方があるとか、そういう様な現在の状態としては、どんなものでしょう



か。

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この予算でもあらわれておるんですが、今年度へ入りましてですね、入居者の中で死亡されたり、病院に入院された方があってですね、今、ベッド数は約5床ぐらい空いております。ですから、町内での待ちというのは、今のところございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございますか。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これから、討論を行ないます。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
これより、議案第103号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第103号は、原案のとおり、可決することに賛成の方を挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第103号、平成20年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第1号)の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7．議案第104号 平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第2号)の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、議案第104号、平成20年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第2号)の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） 5ページにあります真盛に雷が落ちたとかいうことを報告聞きましたけれど、こういうようなのは、避雷針なんか付けたり、また保険の関係とか、それから、どういう事例、事象いんですか、年に何回ぐらいあるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） まず最初に避雷針なんですけれども、今回被害を受けました施設、今回だけじゃないんですけれども、相当年数が経っていると、20数年経っておるといような状況の施設ばかりでございます。そういった中で避雷針が有効な防御ということがなっ

てないという様な状況がございまして、今回、相当数の被害が出たわけでございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

4 番（岡本義次君） 回数、年に何回ぐらいあります。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 今回、補正させていただいたのは、提案説明で申し上げましたように、佐用それから三日月で、それぞれ5件。今回は、特に集中的に大きな落雷ということで、相当数の被害があったわけでございます。最近、雷が非常に多いということで、年に4、5回はですね、水道施設、大きな被害を被っておるという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

4 番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ページは、3ページなんですけど、3ページの入の分で加入負担金250万と、それから、その下の使用料でマイナス500万の、この説明、もしかしたら説明あったんかもしれないけど、説明、減の説明と、それから先ほどの加入負担金は、聞きたいのは、もし、何件か、できればどこかというのが教えて欲しいんです。

それと、出の分で、5ページですけど、水質検査委託料、委託料の中の10万2,000円、細かい金額ですけど、これの説明を求めます。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） そしたら、まず最初に加入金並びに水道使用料の減額でございます。加入負担金250万の追加につきましては、提案説明の中で町長の方から申し上げていただいたわけですが、三日月の真宗地区に上越フーズという会社が、工場が設置されるという中で、30ミリの100万円。それから奥海の滝谷オートキャンプ場がですね、2口ということで、150万円の250万円を追加させていただいたということでございます。

それから、使用料500万円の減額につきましてはですね、11月末の決算の状況を見た時に、大口が2口ございまして、それが約400万ぐらいの減額かなと。それから一般家庭の休止家庭が毎年ございまして、そういった物を含めて500万円の減額をさせていただいたということでございます。

それから、水質検査の追加でございます。これにつきましては、今現在、繰越事業の中で工事をやっておりますけれども、真宗の配水地の内防水がほぼ完成したという中で、再度給水開始する前に水質検査をしなければならないという状況の中で、今回提案をさせていただいたところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他にございますか。  
はい、ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
これより、議案第 104 号を採決いたします。  
この採決は、挙手によって行ないます。議案第 104 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 104 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 . 議案第 105 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 議案第 105 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 4 ページ、一般管理費の中で、加入負担金差額調整交付金ですが、この 14 件分という説明がありましたけれども、これについて詳細な説明はいただけませんか。

議長（西岡 正君） 下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 委員会報告でも申し上げておりますけれども、特環と、それから農集で 15 件でございます。南光地区で（聴取不能）関係で 4 件。これは福祉関係、それと集合住宅の関係でございます。それから三日月は、これ 2 件。これ福祉関係と公園関係だったと思います。それから、佐用は 9 件、これは福祉関係。それから、事業所、商店関係、そういう関係でございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 先ほど委員長報告で、その内容聞いたんだけど、ちょっと、それ確認したいのは、情報公開の関係でどうなのかということですね。例えば、これ、税や何やらの事業所からの税額という様なことであればね、従来から、著しく企業秘密や、それから損害を与えるという様な内容で、特定される物は公表しないということでしているんですね。で、今回の場合は、差額の調整交付ということで、行政が支出する公金ですね。その支出先はどこかという、そういう問題ですから、これは、いわゆるプライバシーや、それから、いわゆる事業所、法人にとっては、著しく損害を与える情報というようなものにはならないんじゃないかという様に考える。

例えば、今回、グローリーから2億円近くで土地を購入します。あれ、当然、町が支出します。1億9,000万でしたか、そしたら、当然のことながら、支出先はグローリーということは、明確に、これはしますはね。町の公金ですから。そういう立場からしたら、今回の問題もね、税を町が徴収するんじゃないくて、公金を支出するという関係からしたら、これは当然、相手の損害著しく損害を与えるという様な内容には、なり得ないというふうに考えるわけで、それぞれ事業所等ですね、明らかにすることは、何ら問題ないと。むしろ、そのくらいの明らかにしないと、議会としてのね、やっぱりきちっと審議ができないんじゃないかというふうに考えるんですけども、情報公開、その点から考えて、なお且つ事業所等を明らかにできないというのは何なのか、その当たりの明確な答弁を聞いておきたいのですが。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） まだ条例を可決していただいたわけなんですけれども、それをして、全く本人さんとか、そこらへん通知してない状態ですんで、そこら辺と個人情報の関係を斟酌しながら、最終的にどうするかというのは出てくるかと思えますけれども、全く、その本人さんが知らない状態の中で、これから通知するという中で、前もって、ポンと情報が出ていいものかどうかということは、まずあるんじゃないかと思えます。

その次に個人情報でどうやということを斟酌しながら、最終的には決算という格好の中でどうやという形になると思えますけれども、ちょっと、そこは、まだ気になっているというところで、先に、ポンと情報が出てくる、後いいんじゃないかと考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） だったら確認しておきますは。支出先は明確になっていないということで、明らかにできないというのは理由であってね、支出をすれば、当然のことながら、公金支出で、情報公開、プライバシーの問題という点から見てもね、やっぱり隠すのおかしいなと思うんだけど、その点については、まだ、決定はしてないというふうに現在考えていいんかどうか、確認だけしておきます。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 課長が、答弁したとおり、これは町の方で、いろいろと協議した結果、またそれぞれの対象者とですね、協議をして決めたことでは、当然ありませんので、今後、その方、対象者に通知をして、そして執行していくということになります。

ただ、内容的に土地を買ったとか売ったとかというグローリーさんの今回の様な問題ではなくてですね、これは、その事業についての、その内容、と言うのは、その水道の使用料、下水の使用料ですから、事業の内容によって、それを計算してですね、還付したりいう形を取っていきますのでね、ですから、その事業内容というものが、明らかに、ある程度なっていくということになりますから、そういう点について、全て、そういう個人の事業内容を明らかにしていいのかということになります。

だから、まあ、当然、名前とかですね、そういうものは決算の段階では、はっきり、こういうことにしましたということでは、当然出てきますので、それについては、明らかに十分できたと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。他に。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） これの、直接は関係ないわけなんですけど、水道の方から、三日月の真宗地区でも工場排水を、大量の水を入れることを言われてあるんですけども、大量の水を使用することになると、大量の排水があるという様に考えられるわけなんですけどね、何か、台湾の人が工事されて、メイドインジャパンじゃないないと、そこそこに売れないという様な状況で、そこで加工して土地の物にする状況なんですけども、相当の量をやられるそうなんですけども、その分、水質関係なんかについては、調べられて注意されたんですか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 今のご質問でございますけれども、下水道ということになれば、生活排水の関係、工場排水を、必ず下水道が受けるかどうかという、工場排水というか洗浄水になると思いますけれども、それで、直接、自分自身で処理をする場合は、水質保全の、水質排水関係ということでの処置になると思います。

それで、当然、水質とか、そこら辺は、そっちの方で、水質汚濁防止法になると思いますけれども、そちらの方になると思います。以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） そういった将来、もし公害がおきても大変なんで、やはり厚生委員

会の方へも、ちゃんと、そういうことを相談されて、後腐れないようにした方がええんやないかと思うんですけども、そこら辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、こっち、誰ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 工場設置の問題になるんですけども、その排水については、当然、先ほど課長言うたように、それぞれの事業所において十分、その検査を、事業所で処理されると、それによって、その基準をクリアできるようにですね、ちゃんと責任を持っていただくということですし、しかし、その内容につきましては、真宗のですね、自治会と、いろいろと説明をされて、工場設置届けというものが出ておりますけれども、野菜を洗浄すると。ただ、その野菜については、乾燥して何かするらしいですけども、最初からきれいな物を持ってきて、それを更に最終的に健康野菜という形にするために洗浄するということですね、その汚濁という様なものではないというふうに届けが出ております。

そういう問題については、今度、工場の稼働についてですね、設置された後ですね、それが、その様に、届出どおりできているかどうかを、ついてを検証していくと、こういうことになるかというふうに思っておりますけども、私らも、工場、これは県の方に設置されておりますけども、地元で自治会長さんらが中心に、何回も、よく、そういう物を検証、見ていただいてですね、大丈夫ですかということで、そちらの方からのお話は聞いて、地元としても、そこで、きちっとできて、これであれば、何も問題ないというふうに思っているんだというふうに聞いておりますのでね、今後、工場が設置されれば、そういうことについては、再度、よく確認をさせるようにしていきたいと思っております。

〔新田君「もう1回よろしいか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） それでね、才金ファームで相当もめたような状況もあったわけなんですけども、また後でね、どうのこうのいうことになったら困りますんで、その工場の会社名もどっちでもええんですけども、どういった商品が、野菜をこう洗ってとか、漬物もするそうですね。だから、そういった物、やっぱりちょっと何か書類的に出していただいて、それで、大丈夫だというふうな大丈夫いうふうな、そんな方向に納得させていただきたいなと、稼働しかけてから見ますでは、これでは、ちょっと不に落ちないんで、やっぱり、転ばぬ先の杖じゃないですけども、ちゃんとこういった商品を、こうやってこうするんやというようなことを説明していただきたいんですけども。それは、駄目なんですか。それを伺います。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） この問題につきましては、私ところにも、相談等もございまして、申請も、県の申請されて、その写しもございますので、どういう作業で、どういうことされるのかいうことは、書類の方で、また報告したいと思います。

議長（西岡 正君） 他にございますか。はい、ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 105 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。議案第 105 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 105 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、可決されました。

---

日程第 9 . 議案第 106 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 議案第 106 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 2 ペーシの歳出の加入負担金差額調整交付金 1 件は、地域は南光地域ですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） そうです。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、他に。

ないようですから、質疑を終結いたします。これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議案第 106 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 106 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 106 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 . 議案第 107 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について

議長（西岡 正君） 議案第 107 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これより質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） この補正とは直接関係ないかも分かりませんが、天文台長にお伺いしますが、ガリレオ生誕 400 年とか言われておりまして、世界一のですね、公開望遠鏡を持って、いい物持っておりますので、来年度ぐらいですね、日本の天文学会全部に呼びかけてですね、佐用で、そういう大きな 1 つの会議とかされるような計画を持っていられるかどうか伺います。

また、するとすればですね、町長も、そのあたり、全員に、やるとすれば大変関係者の方の労苦ありますけれど、ピスラカップなんかのね、ああいうなん見れば、たくさんの所、遠い所からおみえになって、笹ヶ丘、宿泊施設にお泊りになったりして、やはりこう、テレビでも名を売ることができると思いますんで、佐用の PR にもなると思いますんで、そこら辺、天文台長として、どの様にお考えになっておりますかお伺いします。

議長（西岡 正君） 関連ですが、お答え願いますか、天文台長。

天文台公園長（黒田武彦君） 実は、未だ確定ではないんですけれども、県の予算、ご存知のように非常に厳しい状況がありまして、来年度予算もかなり大幅に削減されるという見込みでございます。そもそも今申されましたように、折角の施設ですから、ここで全国的な大きな会合をやりたい。世界天文年、オープニングは実は群馬天文台でやるんですけれども、いわゆるクロージング、エンディングの方ですね、これを佐用町でやりたいという予算要求を県の方にいたしました。ところがですね、残念なことに知事も出席させたいから神戸でやって欲しいという要請が、実はありました。で、予算化をするということですね、予算化の動きは現実にあるんですけれども、残念ながら、その予算は全部削られて、現在のところ削られております。ということで、未だ、非常に不安定要素が、不定要素が大きいんですけれども、方向性としては、この地域をですね、活性化のために、それで、



施設そのものを有効にいかすため頑張っているんですけども、何分、その委託費はほとんどを占めますので、県の意向を無視するわけにもいきませんので、若干苦慮している部分がございます。

とりあえず、今、答えられることは以上でございます。

4 番（岡本義次君） まあ、頑張っていたきたい思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ちょっと関連していたんで、いいんですけども、ということは、もう今は、もう 11 月ぐらいから、それに関連してやっている所があるらしいんですけども、今回の、この補正では全く関係ないですか。

議長（西岡 正君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 補正ではですね、世界天文年絡みは基本的には入っておりません。6 月議会でも承認いただきましたように、世界天文年を向かえるにあたりまして、2 メートルの望遠鏡のメッキを新しくすると、非常に痛んでおりますので、それは、まあ言わば関連としては入っておりますけども、それ以外の行事については、新年度予算ということになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。  
ないようですから質疑を終結いたします。  
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから質疑を終結いたします。  
これより討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議案第 107 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 107 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 107 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出については、可決されました。  
ここで暫く休憩をいたします。再開を 10 時 50 分といたします。

午前 10 時 36 分 休憩

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。

日程第11．議案第108号 平成20年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 議案第108号、平成20年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。  
質疑を行ないますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 補正とは直接関係ございませんが、関連ということで山田議員が、町長に一般質問の中で、グラウンドが空いて、グラウンドゴルフ等使われたらということをおっしゃいましたけれど、私も前に町長室入って、そのことをお願いしてですね、やはり、砂利をどけてですね、相当たくさん広場空いてですね、今昔みたいに野球も使ってません。ですから、グラウンドゴルフが流行っておる中で、3面、4面のコートとってもね、そこを使うことによって、笹ヶ丘荘の利用増に繋がって、そういう、いわゆる、うちの一般会計からの持ち出しがね、少しでも少なくなるような格好の中でやっていただいたらと思っておりますんで、そこら辺、また、笹ヶ丘支配人と相談していただいてね、また、そういう方向にも、ちょっと検討言うんか、勉強もしていただいたらと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、答弁よろしいですね。  
他に。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） ちょっと、歳出の中の燃料費で、ちょっとお伺ひしたいんですけども、非常に一時高値が付きました、非常にわれわれの家庭困っておったんですけども、最近、ずっと値も値崩れして、大分下がってきております。

お聞きしたいんは、110万円ですね、拳がってますけれども、これどういう1回契約したら、そのままでいくんか、随時、随時、その下がれば、その値段で購入するんか、そこら辺の値段設定は、どういうふうにしてあるんか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） この値段設定につきましては、佐用町全体の燃料費の動き等がございまして、財政課が調査をして値段が決まっていくということで、毎月値段は変わっ

てくるという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議案第 108 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 108 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。  
よって、議案第 108 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の  
提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12 . 議案第 109 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出  
について

議長（西岡 正君） 議案第 109 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第  
1 号）の提出についてを議題といたします。  
これより質疑を行ないますが、ございますか。  
ないようですので、質疑を終結いたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 2 ページなんですけども、臨時職員の賃金ですが、マイナス 65 万  
円、これの詳細な内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 歯科衛生士が本年の 4 月から 3 月一杯退職しまして、8 月まで不在  
でした。その関係でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） で、歯科衛生士なんですけども、この当初予算を見ると、この賃金の中が、臨時職員の賃金として 438 万 7,000 円。それから衛生士の賃金として 166 万 8,000 円なんですけど、今回は、その臨時職員の賃金ということだけのマイナスなんですけど、この現在の、その体制としては、臨時職員それから衛生士さんと、それから職員と、助手の方ですか、いらっしゃるんですけど、その辺の体制はどうなっているか、もう少し詳しくお願いします。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（井村 均君） 今、言われました、歯科衛生士の賃金と、これは、雇い上げの関係です。160 万いくら言われましたね。あれは、雇い上げで、特定健診とか、ああいう時に雇い上げますので、その賃金でございます。

それから、今、ここに挙げておりますのは、歯科衛生士、今現在 1 名。それから事務職 1 名。それからパート 1 名の賃金でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） そしたら、前に歯科衛生士が臨時職員が、辞める前の、ちゃんとした、その、何と言うか、人員の体制は、前の状態に、ちゃんと戻っているわけで、わけですね。で、これからも、今の体制で、そのまま行かれるかどうか、その辺をお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 18 年、当時ですね、それ以前もそうだったと思いますけれども、歯科衛生士、正職 1 名、臨時 1 名、それから木金の歯科衛生士 1 名、事務職 1 名という体制でやっておったようです。今の体制も、それと同じでございますけれども、今後、民間の、民間と言いますか、歯科医師の方もたくさんできておりますし、そういった関係で、若干、今後はどうなるか分かりませんが、今現在では、この体制で臨むということにしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。他に。  
ないうですから、質疑を終結いたします。  
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議案第 109 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 109 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 109 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

違う、補正（第 1 号）の失礼、間違いです。

---

日程第 13 . 議案第 110 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 議案第 110 号、平成 20 年度、佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 5 ページですけれども、5 ページの損害防止費、水稻損防獣害対策補助、これ一般会計の方に回されたんですけれども、これ共済の方から獣害対策の補助ということで損防ですから、ある程度、人については、共済で被害が多かったとこというふうに限定されてくるんでしょうか。何でも、サツとしたらどれでも使えるんでしょうか。

農業共済課長（田村章憲君） 人の限定は、私の方ではしておりません。農林振興課の方で町単事業で対応されたところに補助をするということでございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 私、手あげてないで。

議長（西岡 正君） えっ。

21 番（鍋島裕文君） 手、あげてない、私は。

議長（西岡 正君） ええ、違った吉井さんか。ごめん、ごめん、吉井秀美君。

〔鍋島君「リクエストがあるんだったら、言うけど」呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 4 ページです。家畜共済勘定の収入ですけれども、ここで共済掛金の引き受け増に伴う増額ということでありますけれども、これの見込みをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

農業共済課長（田村章憲君） 当初、1,850 頭計画しておりましたけれども、この 10 月末で 715 頭になっております。オーバーしております。そして、今後の見込みとしまして、231 頭を見込んでおります。トータル 946 頭の増加ということで計画をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） この共済の受け入れというのは、例えば、その家畜の飼育を届けていないような、佐用の上町のような所で飼育している分についての受け入れというのはされているんですか。

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 上町の市場の後ですけれども、あそこの分は引き受けておりません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） また、研究しないといけないと思うんですけれど、やっぱり、その認めていない所でね、飼育していることについて、この保険を受け入れるということがね、町の行政のあり方としてですね、矛盾があるというふうに思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

農業共済課長（田村章憲君） まあ、申し込まれたら受けざるを得ないんじゃないかなとは思っております。

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 ページの 3 番の家畜共済金という事故増に伴う増額ということでございますけれど、これらがですね、何頭ぐらい死んでですね、どういう病気に掛かっているか、また、その死んだ場合ですね、大きいんやったり、こまいんによって、金額が違ってしまうでしょうけれど、どういう判断で、金額が出ておるのかというようなこととか、病気になった場合ね、どういう金額を、どういう判断によって出されておるんかということを教えてください。

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 現在、死亡事故でございますけれども、廃用になりましたのが、19件。そして、前年は11件だったんですが、72.7パーセント増ということに、頭数が増えた関係上なっておりますので、今回、この金額で増加を見ております。

それから、死産事故の第一の病気の原因でございますけれども肺炎が一番多い。続きましては、心不全という様な順になっております。

それから、病気の方は、また肺炎、それから子宮内膜炎とか、そういう関係が多く出ております。

それから、金額でございますけど、死産しますと、乳牛ですと35万の、これの7割ということで、24万5,000円ほどのお金が出ます。子牛につきましては、3万円の70ということで2万1,000円ほど出ております。

それから肉用牛の方につきましては、30万の5割ということで15万。子牛は15万の5割で7万5,000円という金額を支出しております。以上です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 農業共済の方では、共済の申し込みをされれば受けざるを得ないという答弁でしたけれども、町としてですね、その事態を、どう指導していくんかということをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今の質問ですけど、私の聞いとう、分かる範囲で、ちょっと答弁させていただきたいと思うんですが、上町ですね、家畜、牛を飼っておられる方はですね、以前に牛市場だった跡だったと思います。その後、そこで経営されておるということで、その後ですね、その後、町の方で環境保護条例というのが制定されまして、それに基づいて、届出が必要になってくるわけですが、経営の方が早くされていたという様なことがあります。

町の方は、今でも、環境については、指導はしておるということ、ちょっと聞いております。その後ですね、新しく家畜の関係で設置される場合は、頭数によって届出、又施設等の届出ということが条例で謳っておりますので、それに基づいて、届出をやっていただく。また、施設の変更等におきまして、それについても届出をしていただくことになっておりますので、そういったことについては、家畜、経営者の方にですね、そういったことも指導はしております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議案第 110 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 110 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 110 号、平成 20 年度度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 14．議案第 111 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 議案第 111 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議案第 111 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 111 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 111 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 15．議案第 112 号 工事請負契約の締結について（児童福祉施設整備事業）

議長（西岡 正君） 日程第 15、議案第 112 号、工事請負契約の締結について、児童福祉施設整備事業、佐用保育園・さよう子育て支援センター新築工事を議題といたします。  
お手元に配布いたしておりますので、事務局長より朗読させます。議会事務局長。



議会事務局長（岡本一良君） 議案第 112 号、工事請負契約の締結について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 2 条の規定に基づき、次の工事請負契約の締結について、議会の議決を求める。

平成 20 年 12 月 22 日提出。佐用町長、庵逄典章君。

- 1、契約の目的、児童福祉施設整備事業。佐用保育園・さよう子育て支援センター新築工事。
- 2、契約の方法、公募型指名競争入札。
- 3、契約金額、5 億 1,030 万円、うち取引に係る消費税額 2,430 万円。
- 4、契約の相手方、住所、兵庫県宍粟市山崎町宇原 345 番地。氏名、上林・久崎特定建設工事共同企業体、上林建設(株)代表取締役、上林博幸。以上です。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読は終わりました。

これより、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 112 号、工事請負契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、佐用保育園並びに子育て支援センター建設工事にかかわるもので、去る 12 月 18 日に入札を執行をいたしました。入札につきましては、公募型指名競争入札として町内及び西播磨地域に本店、支店を有する計 15 社の応募を受け、その内 1 社が辞退をしたため、計 14 社で実施をいたしました。

最近の経済情勢を考慮し、できる限り町内業者の参加を可能にするために、単独では資格要件に達しない町内業者に対して、特別共同企業体を組むことによって参加資格を得るように配慮し、その結果、町内業者 2 社による企業体が 1 組、町外業者と企業体を組んだものが 3 社、合わせて町内 5 業者も入札に参加したなかで実施をいたしました。

その結果、兵庫県宍粟市山崎町宇原 345 番地の上林建設株式会社及び町内家内 102 番地の久崎産業株式会社による「上林・久崎特定建設工事共同企業体」が落札をいたしましたので、契約金額 5 億 1,030 万円、うち消費税 2,430 万円で、同企業体代表の上林建設株式会社、代表取締役、上林博幸氏と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、工事内容については、保育園舎が 1,651 平方メートル、子育て支援センターが 494 平方メートル、保育園運動場、駐車場など、合わせて総面積 9,231 平方メートルに及ぶものであり、工期は平成 21 年 9 月 30 日までの約 9 ヶ月といたしております。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案説明のさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。質疑ございませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 町長の提案説明がありましたように、15 社が応募して 1 社辞退したということであります。できたら、その 1 社辞退は、どういうことだったのかというのが 1 点。

それから、2 点目に、落札した JV ですけれども、説明あったように、代表構成員が上林建設ということであります。

それで、お伺いしたいのは、上林建設、久崎産業、それぞれ経営事項審査ですね、それぞれの総合評点は、いくらで評価されて入札参加しているのか、この 2 点をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当初、入札参加を申し込まれて、入札を辞退された。これは、理由は分かりません。ただ、それは、その企業の判断で、当然、辞退ということもあり得ることですから、こちらからコメントすることはできないと思います。

また、それぞれ参加資格者の評点ですね、まあ経審という形で、県に届けてあるものについては、上林建設が 1,021 点。それから久崎産業は 833 点ということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17 番（山田弘治君） これから建設に当たるわけですけれども、非常に、今、どの種にしても景気が厳しいと、状況が厳しいいう中で、これ木造ということになりますと、特に、町長に、そういうことを言われておったんですけれども、大工さんをね、地元の大工さんを使いたいんやということがあったように思います。これ上林なり久崎産業なりは、当然、自分達の息のかかった大工さんがおられると思います。それだけでは、意味がないんで、私としては、今、そういう非常に厳しい中で、技術的に対応できる大工さんがあれば、そういう方にも声を掛けていただいて、参加していただくという方法もあるんじゃないかと思うんですけれども、町として、お願いしたい、条件とは言いませんけれども、そういうことを取られた方に、言われるつもりがあるんかどうか、その辺、ちょっとお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町内建設事業もですね、非常に少ないという状況は、よく認識いたしております。そういうことで、こうした入札についてもですね、町内業者の参加ということ、できるだけ配慮したところです。

結果的にですね、町内の業者も参加した企業体がですね、落札をしたということで、そういう主旨というものは、当然まあ、この企業体に対してもですね、再度、十分に要請をしていきたいと思っております。

まあ、そういう、その大工さんだけではなくてですね、建築工事いろいろな業種があります。できる限りですね、町内の、それぞれの事業、仕事されている方も、参加のできる様な機会をですね、与えていただきたいと。それは、もう最終的には、それぞれの企業、仕事される方と、この企業体とのですね、最終交渉の中において決められることですが、もうね、そういう機会、チャンスは、当然、配慮していただきたいと、こういうことで、お話をさせていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 大工さんだけじゃなくて、いろいろ職種ありますんでね、町長、言われるように、多くの方がね、その建設に参加して、少しでも利益を上げていただくということが望ましいんで、その様に、是非ともお願いしておきます。

議長（西岡 正君） はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これから、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議案第 112 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 112 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 112 号、工事請負契約の締結について、児童福祉施設整備事業、佐用保育園・さよう子育て支援センター新築工事については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 16 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 16 に入ります。日程第 16 は、閉会中の所管事務調査についてであります。  
お諮りいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙の申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、すみません。ちょっと、議会終わってからでいいんですけれど。

議長（西岡 正君） 終わってからお願いします。

〔松尾君「終わってからでええんやろ」と呼ぶ〕

4 番（岡本義次君） お尋ねしたいことがあるんで。

〔松尾君「議案と関係あらへんやろ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 議案じゃありませんので、議案以外は、動議以外には、受付しませんので、終わってからお願いします。

異議なしと認めます。よって、第 24 回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会いたします。

冒頭にもお話をいたしました、2 日から 24 日にかけて、慎重にご審議をいただき、全案件とも適切妥当な答えが得られました。本当にありがとうございました。

正月も間近に控えておりますが、何分にも寒さが一段と厳しくなって参りますので、議員の皆さん方、また町長はじめ職員の皆さん方におかれましては、お体をご自愛の上、佐用町発展のためになお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。あいつつに変えます。

町長、あいつつお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

まずは、この 12 月議会にもですね、たくさんの議案を提出させていただきましたけれども、それぞれ慎重にご審議いただきまして、原案どおりご承認いただきましたことを、まずお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

多くのご意見またはご質問をいただきご指摘をいただいております。当然、今後ですね、それぞれ十分に検討をし、また町政の、より良い町政運営の為にですね、反映をさせていただきたいというふうに努力をしまいたいと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお礼を申し上げます。

12 月ということで、後、今年も残りも僅かになってまいりました。今年も、お陰様でですね、何とか、概ね順調に、この 1 年間を終えることができるということで、喜んでおり

ます。これも偏に、議員の、それぞれ各位の皆さん方のご支援またご協力のお蔭と、改めて感謝を申し上げたいと思います。

ただ、ここに来てですね、年初めにはですね、想像しなかったような経済的な経済危機でですね、今、非常に不景気、経済が悪化してきております。不況の波がですね、全世界に押し寄せているという様な状況の中です。非常に、そういう中で、雇用不安、非常に経済不安の中で、社会が非常に安定をしない、不安な不安定な状態になりつつあるように感じます。国の政治においてもですね、非常に不安定な中ですね、更に年明け来年にはですね、この厳しさが一層増してくるのではないかなというふうに危惧をいたしております。

町といたしましても、こういう地域の経済、元々非常に厳しい中にですね、更に厳しい状況が生まれてくるということで、町内のいろんな産業または企業、それぞれの皆さん方、それぞれ一生懸命頑張らせていただいております。町として、精一杯の、当然、責任を果たしていかなきゃいけないというふうに考えておりますけれども、もう年明けにはですね、21年度、来年度の予算編成を本格化して参ります。

この来年度の予算におきましてもですね、今回12月にも補正予算をさしていただいたりして少しでもの支援をしていこうということの姿勢で臨んでおりますけれども、そういう考え方が途切れないようにですね、その12月、来年度予算も精一杯のですね、町としての予算を組んで、編成をしていきたいというふうに考えております。

お蔭様ですね、この合併後3年間、町の財政もある程度の安定をみておりますけれども、しかし、今、国自体もですね、非常に税収が落ち込んでいると、歳入欠陥のような形の中で、ただ、いろいろな状況の中で、地方に対しては、来年度、交付税等増額という様な方針も出されておりますけれども、そういうものが、いつまで本当に持続的に続くのかということも、非常に大きな不安を持っております。そういう状況を見極めながらですね、町としても、持続的な将来にわたってですね、大きな町民の皆さんに心配をおかけしないような、安定した運営というのが、まず大事だと。一番だというふうに思っておりますので、そういう健全財政を堅持しながら、精一杯の経済対策もやっていかなきゃいけないという非常に難しい舵取りと言いますが、予算編成になってくると思うんですけれども、皆さん方の一層のご支援、ご協力を賜りたいといううふに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まあ、未だ、今年未だ、最後のごあいさつをする時ではありませんけれども、議会といたしましては、今日が一応最後ということになりますので、この1年間に対しまして、重ねてお礼を申し上げますとともにですね、それぞれ皆さん方も元気に良い年をお迎えいただきまして、来年益々ご活躍をいただき、どうぞよろしくお願いを申し上げたいということで、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

午前11時21分 閉会

---